

五 昭和期の営業税

90、昭和15年3月 営業税法の公布

朕、帝国議会ノ協賛ヲ経タル営業税法ヲ裁可シ、茲ニセラ公布セシム

御名御璽

昭和十五年三月二十九日

内閣総理大臣 米内光政
大蔵大臣 櫻内幸雄

法律第三十三号（官報号外）

営業税法

第一条 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ営業場ヲ有スル當利法人ニハ本法ニ依リ営業税ヲ課ス

第二条 本法施行地ニ営業場ヲ有シ、左ニ掲タル営業ヲ為ス個人ニハ本法ニ依リ営業税ヲ課ス

一 物品販賣業（動植物其ノ他普通之物品ト称セザルモノノ販売ヲ含ム）

二 金錢貸付業

三 物品貸付業（動植物其ノ他普通之物品ト称セザルモノノ貸付ヲ含ム）

四 製造業（瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム）

五 運送業（運送取扱ヲ含ム）

六 倉庫業

七 諸貿易

- 八 印刷業
- 九 出版業
- 十 写真業
- 十一 席販業
- 十二 旅人宿業
- 十三 料理店業
- 十四 周旋業
- 十五 代理業
- 十六 仲立業
- 十七 間屋業
- 十八 鉱業
- 十九 砂鉱業
- 二十 湯屋業
- 二十一 理髪美容業
- 二十二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル営業
- 第三条 営業税ハ左ノ純益ニ付之ヲ賦課ス
- 一 法人
- 各事業年度ノ純益
- 二 個人
- 前条ニ掲タル営業ノ純益
- 第四条 法人ノ各事業年度ノ純益ハ、各事業年度ノ総益金ヨリ、総損金ヲ控除シタル金額ニ依ル
法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付すべき法人税及臨時利得税、並ニ当該事業年度ニ於テ納付シタル分類所得税ニシテ、法人税法第十六条ノ規定ニ依リ其ノ額ヲ法人税額ヨリ控除すべきモノハ、前項ノ純益ノ計算上之ヲ
損金ニ算入セズ
- 法人ノ各事業年度開始ノ日前三年以内ニ開始シタル事業年度ニ於テ生ジタル損金ニシテ、命令ヲ以テ定ムルモノハ
第一項ノ純益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス
- 第五条 法人ガ事業年度中ニ解散シ、又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ、其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス
- 第六条 所得税法第六条及第七条ノ規定ハ営業税ノ賦課ニ付之ヲ適用ス
- 信託会社ノ各事業年度ノ純益ノ計算ニ付テハ、合同通用信託ニ因ル収入及支出ハ其ノ給益金及総損金ヨリ各之ヲ控除ス
- 第七条 法人解散シタル場合ニ於テ、其ノ残余財産ノ価額ガ解散當時ノ払込株式金額又ハ出資金額、及積立金額ノ合計金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算純益トス
法人合併ヲ為シタル場合ニ於テ、合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員ガ合併後存続スル法人、若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ、合併ニ因リテ取得スル株式ノ払込済金額又ハ出資金額及金銭ノ総額ガ、合併ニ因リテ

消滅シタル法人ノ合併當時ノ払込株式金額又ハ出資金額及積立金額ノ合計金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算純益ト看做シテ

法人ノ清算期間中ニ生ジ又ハ合併ニ因リ生ジタル純益ニシテ、本法其ノ他ノ法律ニ依リ營業税ヲ課セラレザルモノノ金額ハ清算純益金額ヨリ之ヲ控除ス

第一項又ハ第二項ニ於テ積立金額トハ、積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ヘズ法人ノ各事業年度ノ純益中其ノ留保シタル金額ヲ調フ

法人税及臨時利得税トシテ納付スペキ金額ハ、前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第八条 合併後存続法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ、合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ純益ニ付營業税ヲ納ムル義務アルモノトス

第九条 法人ノ各事業年度分ノ臨時利得税額ハ、当該事業年度ノ純益金額ヨリ之ヲ控除ス

營業税ヲ課スベキ純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スル法人ノ、純益金額ヨリ控除スベキ臨時利得税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第十条 個人ノ純益ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費（収入ヲ得ルニ必要ナル負債ノ利子ヲ含ム、以下同ジ）ヲ控除シタル金額ニ依ル

所得税及臨時利得税ハ前項ノ必要ノ経費ニ之ヲ算入セズ

營業利得ニ対スル臨時利得税額ハ、当該臨時利得税ヲ課セラルベキ年分ノ純益金額ヨリ之ヲ控除ス

前条第二項ノ規定ハ營業税ヲ課スベキ純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スル個人ノ純益金額ヨリ前項ノ規定ニ依リ控除スベキ臨時利得税額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

相続シタル營業ニ付テハ、相続人が引継ギ之ヲ為シタルモノト看做シテ其ノ純益ヲ計算ス

第十一條 左ニ掲グル營業ノ純益ニハ營業税ヲ課セズ

- 一 政府ノ發行スル印紙切手類ノ売捌
- 二 度量衡ノ製作、修復又ハ販売
- 三 新聞紙法ニ依ル出版

四 本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ為ス營業

五 個人ノ自己ノ收穫シタル農産物、林産物、畜産物、若ハ水産物ノ販売、又ハ之ヲ原料トスル製造、但シ特ニ營業場ヲ設ケテ為ス販売又ハ製造ヲ除ク

第十二条 命令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造、採掘又ハ採取ヲ業トスル者ニハ、命令ノ定ムル所ニ依リ製造、採掘又ハ採取ノ事業ヲ開始シタル年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生ズル純益ニ付營業税ヲ免除ス

第十三条 個人ノ純益金額四百円ニ満タザルトキハ營業税ヲ課セズ

第十四条 營業税ノ税率ハ百分の一・五トス

法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル地租額ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ当該事業年度ノ營業税額ヨリ之ヲ控除ス個人ガ其ノ營業用ノ土地ニ付納付シタル地租額ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業税額ヨリ之ヲ控除ス

前二項ノ場合ニ於テ控除スベキ地租ハ、純益計算上之ヲ損金又ハ必要経費ニ算入セズ

第二項及第四項ノ規定ハ法人ノ清算純益ニ付スル營業税ニ付之ヲ準用ス

第十五条 納稅義務アル法人ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ純益金額ヲ政府ニ申告スベシ

第十六条 納稅義務アル個人ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ純益金額ヲ政府ニ申告スベシ

第十七条 法人ノ純益金額ハ第十五条ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ、個人ノ純益金額ハ所得税法ノ所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス
所得調査委員会閉会後個人ノ純益金額ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ発見シタルトキハ、其ノ決定ヲ為スベカリシ年ノ翌年ヨリ三年間ハ、仍所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス
所得調査委員会閉会後個人ノ營業二付納稅義務アルコトヲ申出テ、又ハ純益金額ノ増加アルコトヲ申出アタルトキハ、前二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定ス

納稅義務者營業ヲ譲渡シ又ハ廃止シタル後、納稅管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セザルニ至ルトキハ、第一項ノ規定ニ拘ラズ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定スルコトヲ得

第十八条 稅務署長ハ毎年個人ノ營業ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ純益金額ヲ調査シ、其ノ調査書ヲ所得調査委員会ニ送付スベシ

前項ノ規定ハ前条第二項ノ場合ニ付之ヲ適用ス

第十九条 所得税法第三十七条、第三十八条及第六十三条ノ規定ハ、純益金額ノ決議及決定ニ付之ヲ適用ス

第二十条 第十七条又ハ前条ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ、政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ
本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザル納稅義務者、營業ヲ譲渡シ又ハ廃止シタル後納稅管理人ノ申告ヲ為サズシテ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得、此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ経過シタルトキハ、其ノ通知アリタルモノト看做ス

第二十一条 納稅義務者前条ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル純益金額ニ對シ異議アルトキハ、通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

前条ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徵収ヲ猶予セズ

第二十二条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ、所得税法ノ所得調査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス
所得税法第三十八条及第六十八条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第二十三条 所得税法第七十五条及第七十六条ノ規定ハ營業二付之ヲ適用ス

第二十四条 納稅義務者第二十二条ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴願ヲ為シ、又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十五条 法人ノ營業税ハ事業年度毎ニ之ヲ徵収ス、但シ清算純益ニ對スル營業税ハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徵収ス個人ノ營業税ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵収ス、但シ納稅義務者營業ヲ譲渡シ又ハ廃止シタル後、納稅管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキハ、直ニ其ノ營業税ヲ徵収スルコトヲ得

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期 翌年一月一日ヨリ三十一日限

第二十六条 法人解散シタル場合ニ於テ、各事業年度ノ純益ニ對スル營業税、又ハ清算純益ニ對スル營業税ヲ納付セズシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ、其ノ税金ニ付清算人連帯シテ納稅ノ義務アルモノトス

第二十七条 個人ノ營業税ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキトキハ主タル營業場ノ住所地ヲ以テ納稅地トス、但シ所得税法ノ甲種ノ事業所得ニ付所稅ヲ納ムル者ニ在リテハ、所得稅ノ納稅地ヲ以テ營業税ノ納稅地トス

第二十八条 納稅義務者營業ヲ譲渡シ又ハ廃止シタル後納稅地ニ現住セザルトキハ、其ノ純益ノ申告、納稅其ノ他營業税ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル為、其ノ地ニ於テ納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スベシ、營業ヲ譲渡シ又ハ廃止シタル後本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サントスルトキ亦同ジ

第二十九条 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ、調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ質問ヲ為

シ、又ハ其ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第三十条 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ、納稅義務者若ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢若ハ物品ヲ支払フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ対シ、又ハ納稅義務者若ハ納稅義務アリト認ムル者ヨリ金錢若ハ物品ノ支払ヲ受クルノ権利ヲ有スト認ムル者ニ対シ、其ノ金額、数量、価格、支払期日等ニ付質問スルコトヲ得

第三十一条 政府ハ營業者ノ組織スル団体ニ付シ營業税ニ關スル事項ヲ諮問スルコトヲ得
前項ノ質問ヲ受ケタル団体ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査ヲ提出スベシ

第三十二条 法人税法第二十八条及所得税法第八十六条ノ規定ハ、純益金額ノ計算ニ付之ヲ適用ス

第三十三条 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ營業税ヲ遁脱シタル者ハ、其ノ遁脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ処ス、但シ自首シ又ハ税務署長ニ申出シタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

前項ノ場合ニ於テ個人ノ營業三付營業税ヲ遁脱シタル者ノ純益金額ハ、第十七条第二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ之ヲ決定シ、直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

第三十四条 第二十九条ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ、又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第三十五条 純益ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ、又ハ從事シタル者、其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第三十六条 第三十三条第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ、刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

附 則

第三十七条 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八条 法人ノ各事業年度ノ純益ニ付スル營業税ニ付テハ、昭和十五年四月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ、清算純益ニ付スル營業税ニ付テハ昭和十五年四月一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ、個人ノ營業税ニ付テハ昭和十五年分ヨリ本法ヲ適用ス、但シ個人ノ鉱業ノ純益ニ付テハ昭和十六年分ヨリ之ヲ適用ス

第三十九条 昭和十五年四月一日ヲ含ム事業年度ノ直前事業年度分ノ第一種所得税、第一種所得税附加税、法人資本税及命令ヲ以テ指定スル第一種所得税附加税ニ相当スル租税ハ之ヲ法人税ト看做シ、當該事業年度ニ於テ納付シタル第二種所得税及資本利子税ニシテ法人税法第三十八条ノ規定ニ依リ其ノ額ヲ法人税額ヨリ控除スベキモノハ、之ヲ分類所得税ト看做シ第四条第二項ノ規定ヲ適用ス

法人が本法施行前三合併ヲ為シタル場合ニ於テ、合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ合併ノ日ヲ含ム事業年度カ本法施行後ニ終了スル場合ニ於ケル、合併ニ因リ消滅シタル法人ノ最後ノ事業年度分ノ第一種所得税、第一種所得税附加税、法人資本税及命令ヲ以テ指定スル第一種所得税附加税ニ相当スル、租税並ニ清算所得ニ付スル第一種所得税及第一種所得税附加税ハ之ヲ法人税ト看做シ、第四条第二項ノ規定ヲ適用ス

第四十条 昭和十五年四月一日ヲ含ム事業年度ノ直前、事業年度前ノ各事業年度分ノ臨時利得税ハ、第四条第二項ノ規定ニ拘ラズ法人ノ各事業年度ノ純益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

第四十一条 本法施行後終了スル事業年度ニ於テ、法人ノ納付シタル第一種所得ニ付スル所得税及資本利子税ニシテ、法人税法第三十八条ノ規定ニ依リ其ノ額ヲ法人税額ヨリ控除スベキモノハ、之ヲ分類所得税ト看做シ第四条第二項ノ規定ヲ適用ス

第四十二条 本法施行後終了スル事業年度ニ於テ法人ノ納付シタル鉱產税額、特別鉱產税額又ハ取引所營業税額ハ、

命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ當該事業年度ノ營業稅額ヨリ控除ス

第四十三条 昭和十四年一月一日ヨリ昭和十六年一月一日ニ至ル期間引続キ為シタルニ非ザル個人ノ營業ノ純益ニ付テハ、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ、昭和十五年分又ハ昭和十六年分ニ限り營業稅ヲ輕減若ハ免除シ、又ハ純益金額ノ計算ニ關シ特例ヲ設クルコトヲ得

第四十四条 昭和十五年一月一日以後產出シタル鉱產物ニ對スル鉱產稅額又バ特別鉱產稅額ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ当該鉱業ノ純益ニ對スル昭和十六年分ノ營業稅額ヨリ之ヲ控除ス

第四十五条 第十六条ノ規定中、三月十五日トアルハ昭和十五年三限り四月三十日ノス

第四十六条 貯蓄銀行法第二十二条ヲ削除ス

(法令全書)

91、昭和15年3月 営業稅法施行規則の制定

朕營業稅法施行規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十五年三月三十一日

内閣總理大臣

米内光政

大藏大臣

桜内幸雄

勅令第百四十三号(官報号外)

營業稅法施行規則

- 第一条 左ニ掲タル營業ハ、營業稅法第二条ノ規定ニ依リ營業稅ヲ課スベキ營業トス
- 一 酒營業
- 二 演劇興行業
- 三 寄席業
- 四 遊技場業
- 五 遊覽所業
- 六 芸妓置屋業
- 七 貸座敷業

第二条 法人ノ純益ハ營業稅ヲ課スベキ營業ニ付、其ノ純益金ヨリ總損金ヲ控除シテ之ヲ計算ス

第三条 法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金ハ、其ノ事業年度ノ純益ノ計算上益金ニ之ヲ算入セズ

法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル損金ハ、營業稅法第四条第三項ニ規定スルモノヲ除クノ外、其ノ事業年度ノ純益ノ計算上損金ニ之ヲ算入セズ

第四条 法人ノ各事業年度開始ノ日前三年以内ニ開始シタル事業年度ニ於テ生ジタル損金ニシテ、其ノ損金ノ生ジタル事業年度以後ノ事業年度ノ純益ノ計算上、總益金ヨリ控除セラレザルモノノ金額ハ、營業稅法第四条第三項ノ規定ニ依リ各事業年度ノ純益ノ計算上損金ニ之ヲ算入ス

第五条 営業稅法第四条ノ規定ハ、同法第七条第三項ニ規定スル法人ノ清算期間中ニ於テ生ジ、又ハ合併ニ因リ生ジタル純益ニシテ、營業稅法其ノ他ノ法律ニ依リ營業稅ヲ課セラレザルモノノ金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第六条 営業稅ヲ課スベキ純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スル法人ノ純益金額ヨリ控除スベキ臨時利得稅額ハ、營業稅ヲ

課スベキ純益金額ノ總純益金額ニ対スル割合ヲ臨時利得税總額ニ乗ジ之ヲ計算ス

第七条 個人ノ純益ハ營業税ヲ課スベキ營業ニ付其ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シテ之ヲ計算ス

第八条 營業税法第十一条第一項ノ規定ニ依り、總收入金額ヨリ控除スベキ経費ハ、仕入品ノ原価、原料品ノ代価、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ營業ニ係ル公課、雇人ノ給料、収入ヲ得ルニ必要ナル負債ノ利子、其ノ他収入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル、但シ家事上ノ費用及之ニ関連スルモノハ之ヲ控除セズ

第九条 左ニ掲タル物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ、營業税法第十二条ノ規定ニ依リ營業税ヲ免除ス

一 金、銀、銅、鉛、亞鉛、錫、ニッケル、クロム、コバルト、鉄、アルミニウム及マグネシウムノ地金並水銀

二 鉄ノ條、竿、丁形山形類、軌条、板、線及管(鑄鐵管ヲ除ク)

三 銅ノ合金ノ條、竿、板及管

四 アルミニウムノ合金及マグネシウムノ合金

五 球軸受、ロロ軸受及同部品

六 汽罐、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運輸スル鐵製ノ機械

七 アルミナ、クリオリット、チタン由、カーボンブラック、石灰、窒素、硫酸カリ、磷酸アンモニ、硫酸アンモニ、硝酸(アンモニア酸化ニ依ルモノ)、石炭酸、グリコール、グリセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、合成イソプロチルアルコール、合成ベンゾール、合成トルオール、アセチルセルロース、人造ゴム、人造レジン(フェノールレジンヲ除ク)、人造タンニン、タンニンエキス及タンニン代用エキス(ペルプ廢液ヨリ製造スルモノ)

八 織維素パルプ、蛋白人造纖維、ガラス纖維、岩石纖維及石綿

九 光学用ガラス

十 コンデンスドミルク、カゼイン、大豆カゼイン及落花生カゼイン

十一 感光性乳剤用ゼラチン

十二 鯨革及鱗革

左ニ掲タル物産ノ探掘又ハ採取ノ事業ヲ營ム者ニハ、營業税法第十二条ノ規定ニ依リ營業税ヲ免除ス

一 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、錫鉱、亞鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、満鉱鉱、ニッケル鉱、水銀鉱及クロム鉄鉱

二 石油及石炭

三 砂鉱

第十条 前条ノ製造、探掘若ハ採取ノ事業ヲ繼續シ、又ハ其ノ繼續ト認ムベキ事業アル者ハ、其ノ製造、探掘又ハ採取ノ事業三付營業税ノ免除期間ノ残存スルトキニ限リ、其ノ免除期間ヲ繼承ス

第十二条 營業税法第十二条ノ規定ニ依リ營業税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ、同法第十五条又ハ第十六条ノ申告ト同時ニ其ノ當所轄稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於ニ第九条ノ製造、探掘又ハ採取ノ事業ヨリ生ズル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ、第九条ノ製造、探掘又ハ採取ノ事業ヨリ生ズル純益ト其ノ他ノ純益トヲ區別シタル計算書ヲ添付スベシ

第十三条 營業税法第十四条第二項ノ規定ニ依リ營業税額ヨリ控除スベキ地租額ハ、營業税ヲ課スベキ營業ノ用ニ供スル土地ニ付納付シタルモノニ限ル、但シ貸付ケタル土地ニ対スル地租額ノ控除ハ、其ノ土地ニ付生ジタル純益ノ總額ニ百分の一・五ヲ乘ジタル金額ヲ超コトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於ニ營業税ヲ課スベキ營業ト其ノ他ノ營業トニ共通シテ使用スル土地アルトキハ、其ノ地租額ヲ當

業税ヲ課すべき營業ニ屬スル收入金額ト、其ノ他ノ營業ニ屬スル收入金額トニ按分シテ控除額ヲ計算ス、但シ收入金額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ、資産価額又ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

第十三条 営業税法第十四条第一項ノ規定ニ依リ營業税額ヨリ地租額ノ控除ヲ受ケントスル者ハ、營業税法第十五条ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ、土地ノ地目別ニ其ノ賃貸価格、納付シタル稅額及控除ヲ受クベキ稅額ニ關スル明細書ヲ提出スベシ

第十四条 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ、前条ノ申請ヲ為シタル者ニ対シ其ノ計算ヲ證明スベキ書類又ハ帳簿ノ呈示又ハ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十五条 営業税法第十四条第三項ノ規定ニ依リ營業税額ヨリ控除スベキ地租額ハ、其ノ營業用ノ土地ニシテ家事ニ関連セザルモノニ付納付シタルモノニ限ル

前項ノ地租額ハ前年中ニ納付シタル金額ニ依リ之ヲ計算ス

第十二条第二項ノ規定ハ、營業税ヲ課すべき營業ト其ノ他ノ營業トニ共通シテ使用スル土地ニ對スル地租額ノ控除ニ付之ヲ準用ス

第十六条 営業税法第十四条第三項ノ規定ニ依リ、營業税額ヨリ地租額ノ控除ヲ受ケントスル者ハ、營業税法第十六条ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ、地番、地目、賃貸価格及地租額ニ關スル明細書ヲ提出スベシ

第十七条 法人ノ各事業年度ノ純益ハ、毎事業年度決算確定ノ日若ヘ合併ノ日ヨリ十四日以内、又ハ清算着手ノ日ヨリ度之ヲ申告スベシ

第十九条 合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算純益ハ、合併ノ日ヨリ十四日以内ニ合併ニ關スル書類及合併ニ因リテ繼承シタル資産ノ明細書ヲ添付シ、合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人之ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二十条 第二十三条ノ申告ハ、法人稅法ニ依ル所得及資本ノ申告書ニ附記シテ之ヲ為スコトヲ妨げズ

第二十一条 個人ノ營業ニ付納稅務アル者ハ、營業ノ種類、營業場所在地、純益金額及純益算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二十二条 稅務署長營業税法第十七条、第十九条又ハ第三十三条第二項ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ、之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

第二十三条 営業税法第二十一条第一項ノ審査ノ請求ヲ為シサントスル者ハ、事由ヲ具シ証憑書類ヲ添へ純益金額ノ決定ヲ為シタル稅務署長ヲ經由シ稅務監督局長ニ申出ツベシ

第二十四条 所得稅法施行規則第七十七條及第七十九條ノ規定ハ營業稅ニ付之ヲ準用ス

第二十五条 稅務監督局長營業税法第二十二条ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ、之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

第二十六条 個人ノ營業税ノ納稅義務者、災害、失業其ノ他ノ事由ニ因リ著シク資力ヲ喪失シ納稅困難ト認ムルトキ

ハ、納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ營業税ニ付之ヲ輕減又ハ免除ス

所得稅法施行規則第八十三条乃至第八十五条ノ規定ハ、前項ノ規定ニ依ル營業税ノ輕減又ハ免除ニ付之ヲ準用ス

第二十七条 納稅義務者納稅地ノ稅務署所轄外ニ營業場所又有スルトキハ、其ノ營業場所在地ノ稅務署ニ納稅地ヲ申告スベシ

第二十八条 紳稅義務者納稅地ヲ變更スルトキハ、其ノ旨新納稅地ノ稅務署ニ申告スベシ
第三十条 稅務署長ハ所轄内ニ事務所ヲ有スル商業組合、工業組合、同業組合、其ノ他ノ營業者ノ團体ニ対シ、其ノ團体ニ屬スル各營業者ノ純益金額ノ推定額又ハ順位ヲ諮詢スルコトヲ得

前項ノ諮詢ヲ受ケタル團体ハ、諮詢事項ニ對スル調書ヲ作成シ、稅務署長ノ指定スル期限迄ニ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

附 則

第三十一条 本令ハ營業稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二条 法人ノ各事業年度ノ純益ニ対スル營業稅ニ付テハ昭和十五年四月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ、清算純益ニ対スル營業稅ニ付テハ昭和十五年四月一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ、個人ノ營業稅ニ付

テハ昭和十五年分ヨリ本令ヲ適用ス、但シ個人ノ營業ノ純益ニ付テハ昭和十六年分ヨリ之ヲ適用ス

第三十三条 法人ノ各事業年度開始ノ日前三年以内ニ開始シ、本令施行前ニ終了シタル事業年度ニ於テ生ジタル損金ノ算定ニ關シテハ、營業稅法第四条第二項ノ規定ヲ適用セズ

第三十四条 营業稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ、朝鮮、台灣、樺太又ハ南洋群島ニ於ケル資產

ニ對シ各當該地ニ於ケル法令ニ依リ賦課スル特別所得稅ハ、之ヲ營業稅法第三十九条ニ規定スル第一種所得稅附加稅ニ相當スル租稅トス

第三十五条 营業稅法第四十二条ノ規定ニ依リ、營業稅額ヨリ控除スベキ鉱產稅額及特別鉱產稅額ハ、本令施行後終

了スル事業年度ニ於テ產出シタル鉱產物ニ對シ納付シタル鉱產稅額及特別鉱產稅額ノ合計額ニ限ル、但シ其ノ控除額ハ、當該事業年度ニ於ケル鉱產ノ純益金額ニ百分ノ一・五ヲ乘ジタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

營業稅法第四十二条ノ規定ニ依リ營業稅額ヨリ控除スベキ取引所營業稅額ハ、本令施行後終了スル事業年度ニ於テ為シタル売買取引ニ基ク売買手數料收入金額ニ対シ納付シタル取引所營業稅額ノ十一分ノ三ニ相当スル金額ニ限ル、但シ其ノ控除額ハ、當該事業年度ニ於ケル取引所ノ純益金額ニ百分ノ一・五ヲ乘ジタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前二項ノ規定及法人稅法施行規則第三十条ノ規定ニ依リ、營業稅額及所得ニ對スル法人稅額ヨリ控除スベキ鉱產稅額、特別鉱產稅額又ハ取引所營業稅額ハ法人ノ各事業年度ノ純益ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ
第三十六条 营業稅法第四十二条ノ規定ニ依リ營業稅額ヨリ鉱產稅額、特別鉱產稅額又ハ取引所營業稅額ノ控除ヲ受ケントスル法人ハ、營業稅法第十五条ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ、鉱產稅及特別鉱產稅ニ在リテハ鉱產物ノ種類別ニ其ノ価額、納付シタル鉱產稅額及特別鉱產稅額、並ニ控除ヲ受ケキ鉱產稅額及特別鉱產稅額ニ關スル明細書ヲ、取引所營業稅ニ在リテハ毎月ノ売買手數料收入金額、納付シタル取引所營業稅額及控除ヲ受ケキ取引所營業稅額ニ關スル明細書ヲ提出スベシ

第三十七条 营業稅法第四十三条ノ規定ニ依ル、昭和十五年分若ハ昭和十六年分ノ營業稅ノ輕減若ハ免除、又ハ昭和十五年分若ハ昭和十六年分ノ純益金額ノ計算ニ關スル特例ハ、左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一 昭和十四年一月一日以後同年十一月三十日迄三新二閑業シ、又ハ相続ニ因ルニ非ズシテ當業ヲ繼續シ、當該當業ノ外他二當業ヲ有セザル個人ニハ、昭和十五年分ノ當業税ヲ免除ス、但シ昭和十四年ノ所得調査委員会閑会後ニ於テ個人ノ當業ニ付納稅義務アルニ至リタル者ニシテ、當業収益稅法第十三条第三項ノ規定ニ依リ純益金額ノ決定ヲ受ケザリシモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。

二 昭和十四年十二月三十一日迄三當業ノ全部ヲ廢止シタル個人ニハ、昭和十五年分ノ當業税ヲ免除ス。

三 昭和十五年一月一日以後昭和十五年分純益金額決定前ニ當業ノ全部ヲ廢止シタル個人ニ付テハ、昭和十五年分ノ純益金額ハ其ノ年一月一日ヨリ當業ヲ廢止スル迄ノ總收入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ニ依リ之ヲ計算ス。

四 昭和十四年分純益金額決定後、昭和十五年分純益金額決定前ニ於テ當業ヲ法人ニ繼続セシメタル個人ノ當該當業ノ純益金額ニ付テハ、第一号又ハ第三号ノ規定ニ依ラズ、当該當業ノ純益金額ニ付スル昭和十五年分ノ當業稅ニ付、當該當業ノ純益ニ付スル昭和十四年分ノ當業収益稅額ニ相当スル金額ヲ輕減ス。

五 昭和十五年一月一日以後同年十二月三十一日迄三當業ノ全部ヲ廢止シタル個人ニハ、昭和十六年分當業税ヲ免除ス、但シ其ノ當業ヲ法人ニ繼続セシメタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。

前項第三号ノ場合ニ於テ當業稅法第十四条第三項ノ規定ニ依リ當業稅額ヨリ控除スベキ地租額ハ、其ノ年一月一日ヨリ當業ヲ廢止スル迄ニ納付シタル金額ニ依リ之ヲ計算ス。

第三十八条 當業稅法第四十四条ノ規定ニ依リ、個人ノ當業ノ純益ニ付スル昭和十六年分ノ當業稅額ヨリ控除スベキ鉱產稅額及特別鉱產稅額ハ、昭和十五年一月一日以後產出シタル鉱產物ニ付スル當業稅額ニ付スル鉱產稅額及特別鉱產稅額ノ控除ヲ受ケントスル者ハ、當業稅法第十六条ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ。

前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ、鉱產物ノ種類別ニ其ノ価額、納付シタル鉱產稅額及特別鉱產稅額、並ニ控除ヲ受クベキ鉱產稅額及特別鉱產稅額ニ關スル明細書ヲ提出スベシ。

二百分の一・五ヲ乘ジタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ當業稅額ヨリ控除スベキ鉱產稅額又ハ特別鉱產稅額ハ、純益ノ計算上之ヲ必要経費ニ算入セズ第三十九条 當業稅法第四十四条ノ規定ニ依リ、個人ノ當業ノ純益ニ付スル昭和十六年分ノ當業稅額ヨリ昭和十五年一月一日以後產出シタル鉱產物ニ付スル當業稅額又ハ特別鉱產稅額ノ控除ヲ受ケントスル者ハ、當業稅法第十六条ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ。

前項ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ、鉱產物ノ種類別ニ其ノ価額、納付シタル鉱產稅額及特別鉱產稅額、並ニ控除ヲ受クベキ鉱產稅額及特別鉱產稅額ニ關スル明細書ヲ提出スベシ。

92、昭和十五年八月 稅務調査に關する投書に付注意

昭和十五年八月十日

署長⑩ (西崎)

官紀ノ振讀ニ關シテハ從來各會議ノ都度上同ヨリ訓示アリシ所ニシテ、今ニ至リテ更ニ注意ヲ受クルハ頗ル遺憾トスル所ナリ

然ルニ本日別紙ノ通牒ニ接シ、其ノ内容ヲ見ルニ全ク稅務官吏ノ裏面ヲ遺憾ナク表現セリ、本件ハ單ニ直稅ノ事件トノミ断ズベカラズ、各課三亘ル事件ト認ムルヲ以テ、各員克ク自戒シ外部ヨリ指揮ヲ受クルガ如キコトナキ様留意セラレ度

直税課 印 印

印印印印印印

間税課 印 印

庶務課 印 印

昭和十五年八月七日

大阪税務監督局長印

御坊税務署長殿

所得税・營業税等ノ調査ニ関シ、従事員ノ指導監督ニ付テハ機会アル毎ニ注意ヲ喚起セル處ナルモ、今尚別紙写ノ如キ投書ヲ見ルハ税務ノ威信上甚ニ遺憾ニ不堪、今ヤ本税事務ノ審査請求ノ調査時期ニ際合シ、殊ニ本年ハ税法改正ノ実施初年ニシテ、納税者ノ負担額モ從来ニ比シ著シク増加セルモノアリ、之等ノ中ニハ不正手段ヲ講シ徒ラニ税額ノ輕減ノミラ企図セントスル者モ相当アルヲ予想セラレ、傍々従事員中ニハ多数ノ新任者アル等ノ事情ニ鑑ミ、克ク従事員ラシテ自薦自戒セシメ苟モ外部ノ談議ヲ受クルカ如キ事ナキ様特ニ留意相成度、為念及通牒候也

冠者 小生は微力なる市井の一商人に候處、先般税務署より係員御来店相成候節、營業不振を織々具陳仕候にも拘、昨年より六割方の増額の決定を受け、恰も赤子の手を折るが如き税務署員の遣方对付では一時は非常に激昂仕候得共、冷静に立帰つてから思考仕候に、納税は我々日本国民に課せられたる重大義務にして、殊に聖戦遂行途上の国家の大非常時局に際して、家族中一人の出征者もなきを思へば如何に法外なる課税たりと雖も、國家への御奉行なればと存じ、知人の勧めの申査請求も断然中止仕候、商売続々限り身に余る重税も喜んで納付可致決意仕候、然るに去る二十八日（日曜日）、近所の理髮處にて不図も脱税に關する來客同志の問答を耳に致し實に驚き入候

一 ヤア暫ク——、近頃は儲けていますか。

- 二 あんたの様な連手と違つて悉くあきません。時に今度は立派な處へ引越し、今年は税金もウント来ましたやら。
- 一 阿保らしい。税金も決定しました様つてに、店を変りましたんや。正直に税金払へまつかいな。御蔭さんで五千円迄ですみました。実は一万や一万五千円位は覚悟してましたのに、ホンエ、具合でした。
- 二 エヽ五千円。ホンマだつかいな。私どヽみみたいに、私どヽみみたいに、私と坊主と二人切の處へでも五千円も来てまんがな。あんたエライ儲けなはつた。一寸国防献金でもしなはれ。
- 一 阿保らしい。そんな身分やオマヽンワ。
- 二 然し税務署の奴等も大きなつらして本当にエヽ加減なもんだなあ。あんたどヽみみたいに立派な店持つて、店員やんや女事務員を扱つてている店が、私どヽと同じ税金やなんて、ドダイ無茶苦茶だがな。
- 一 べん遊びに来なはれ。税務署の人照会してあけますわ。
- 二 エヽ智恵貸しておくんなはれ。一体どないしまんね。
- 一 そら、いろいろおますが、兎に角、税務署の下つ葉に憎まれたら金輪際損だつせ。そいは下手から一ナペレーピーしてやりなはれ。えヽ気持ちになりますがな。それで心易なつて一度や三度位は御飯でも付合つてやつなはれ。金の七十や百は安いもんだつせ。
- 二 そんな、あぶない事、出来まつかいな。下手したら大事だんが。
- 一 そこが腕ですか。大阪でめし食つて行こう思つたら、その位出来ん様ではあきません。はつはつはつ。
- 二 あんたには勝てまへんわ。はつはつはつ。

大阪税務監督局長殿、此会談より察するに、税務署吏員は一と余食した事が察せらる。万一余食したとしたならば、

之より先は大抵見当も相付き申候。二の申す如く、主人と坊主と一人限りの店で五千円、堂々たる店舗を構へ男女店員を扱山使用しながら同一額の五千円とは、誰が聞いても税務署の遠方には呆れる外無之候。一二両者の時局下認識は勿論なるも、税務署吏員にしても斯る悪徳輩の居るのは實に慨嘆に堪へない次第に有之候。

監督局長殿

微力なる一商人の吾々と雖も、時局柄重税も敢て納付せんと決心致居る時、貴下の部下は不正商人に手心を加へる為、淋しい部屋で扇風機に吹かれながら、女共とフサケ散して居としたならば、貴下は責任者として如何様な態度を取らるゝや。此手紙に依り徹底的取締なき場合は、社会の公器として輿論をカンキすべく決心に有之候、一応御注告申上候に付宣敷御取調相成度候。

(昭55 大阪 26)

93、昭和17年7月 本年分の異議申立に対する取扱方

直秘第一〇一號

昭和十七年七月十三日

大河原税務署長殿

本年分所得純益金額等ノ決定ニ対スル納稅者ノ異議申立等ニ対スル取扱ニ付テハ、七月十日附直秘第一〇〇号ヲ以テ通牒ノ次第ナルモ、右ニ關スル大藏省主税局長通牒別紙ノ通ニ有之候ニ付テハ、之ガ執行ニ當リテハ尚別紙納稅者ノ

異議申立等ニ対スル取扱方実施要綱ニ基キ万濶漏ナキヲ期セラレ度、尚本通牒ハ極秘扱トシ署長ニ於テ別ニ保管相成度
右及通牒係也

追而、右異議申立件数並之方処理ノ状況ニ付、本年六月二十七日附直第四六七号通牒「審査請求状況調」様式（当初決定件数欄ヲ除ク）ニ拵り、七月十五日現在及爾後五日毎現在ニ依リ調査ノ上速ニ報告相成度申添候

主秘第三四二号

昭和十七年七月七日

仙台財務局長 横谷孝典殿

主税局長 松隈秀雄印

本年分所得金額等ノ決定ニ対スル納稅者ノ異議ノ申立等ニ対シテハ、夫々適切ナル対策ヲ講ゼラレツヽアルコト存候モ、本年ニ限り特ニ左記各項ニ依リ御取扱相成度、尚審査請求期限・督促状ノ発送等ニ付右ノ如キ特ニ寛大ナル措置ヲ講ズルコトシタルハ、昨年ニ於ケル経済界ノ好況ニ依リ本年分決定額が相当増加セル者アリ、更ニ本年度ニ於ケル税法改正ニ依リ納稅者數モ激増シ、又税率ニ付テモ大幅ノ引上ヲ見タルト、他面小売業ノ再編成・配給規正、其ノ他統制ノ強化ニ伴ヒ經濟界ガ著シキ変動ヲ見ツシアル現況ニ在ル等、行政各方面ニ於ケル実情ヲ考慮シタル結果ニシテ、此ノ際大局的見地ニ立チテ特ニ必要ナル措置ト認メラル、モノナルヲ以テ、執行上遺憾ナキヲ期セラレ度、右及通牒係也

追而、左記各項ニ付御留意相成度申添候
（） 稅務官吏ノ言動ハ特ニ之ヲ戒ムルコト

例へバ「開取引ニ因リ利益ヲ得タデハナイカ」、「納税困難ナラバ転廃業アスレバ宜イ」、「此ノ際利益ハ全部國家ニ納付スベキデハナイカ」等ノ言ア為スコトハ厳ニ禁ムコト

〔1〕 稽查相談所ニ対シテモ本件ノ趣旨ヲ周知セシメ税務官庁ニ協力セシムルコト、但シ左記各項中六、七、一〇、一一及一二ハ其ノ儘通報ゼザルコト

〔2〕 客月二十四日公布セラレタル臨時租税措置法施行規則改正ノ趣旨ヲ此ノ際更ニ周知徹底セシメ、出来得ル限り此ノ恩典ヲ受ケシムルヤウ指導スルコト

記

- 一、納税者ヘノ説明ハ懇切丁寧ヲ旨トシ完璧ヲ期スルコト
- 二、稽査請求ニ対スル訂正処分ノ取扱ハ左記ニ依ルコト
イ、訂正ノ申出ヲ為シタルトキ、簡単ナルモノハ出来得ル限り納税者ニ手数ヲ掛ケズ直ニ申出ニ依リ訂正スルコトトシ、本人ニ其ノ旨申シ伝ヘルコト
- ロ、特ニ調査ヲ必要トルモノニ対シテハ出来得ル限り迅速ニ調査ヲ進ムルコトトシ、簡易ナル訂正ハ大体所得税第一期納期前、即チ七月中旬迄ニ、重要ナルモノニシテ特ニ調査ヲ要スル者ニ対シテハ八月末迄ニ終ニセシムルコト
- ハ、食料品・織維品等ニ付テハ速ニ実地調査ヲ為シ、当初ノ計算方法ニ捉レバ其ノ適実ヲ期スルコト
- 三、形式ノ完備セザル稽査請求（例へバ住所・姓名及決定ニ対シ單ニ異議アル旨ヲ記載セルモノ等）ト雖モ、之ヲ受理シ適當ニ処理スルコト

- 四、期限後ノ稽査請求ト雖モ、本年ニ限り期限後一週間ニ限り便宜之ヲ受付ケ誤謬訂正処理ヲ為スコト
- 五、誤謬ノ事実明瞭ナルモノニ対シテハ、本人ノ申出アルト否トヲ問ハズ速ニ誤謬訂正処理ヲ為スコト
- 六、前記ノ期限内ニ異議申立ヲ為サザル者ト雖モ、他トノ權衡其ノ他ヨリ見テ訂正スルヲ必要ト認メラルノモノニ対シテハ、本年ニ限り申請書ヲ提出セシメ誤謬訂正ノ処理ヲ為スコト、但シ此ノ場合ニ於テハ財務局長ニ異議セシムルコト
- 七、決定額ノ特ニ激増セル者（前年ニ比シ大体三倍以上トナリタルモノ）、本通牒ノ各項ニ依リ処理シタル後尚前年ニ比シ三倍以上トナル者ニ付亦同ジ）ニシテ苦痛ヲ訴フルモノニ対シテハ、特ニ他ニ訂正ノ理由ナシト認メラル、場合ニ於テモ、本年ノ營業状態・本人ノ資力等ヲ調査シ適當ニ斟酌ヲ為スコト、但シ前年ノ所得ヲ以テ不動産・商品ノ賣入等ニ充テ居ルガ如キモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 八、転廃業者ニシテ臨時租税措置法ニ該当セザルモノ（例へバ自由転廃業者・商品入手困難ニ依ル休業者・不完全合同意者）ニ対シテモ、本年ニ限り実情ニ応ジ相当程度（決定額ノ二割程度以内）斟酌ヲ為シ得ルコト、但シ決定當時ニ於テ相当斟酌シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 九、應召者等ニ対シテハ從來モ相當斟酌ヲ為シ居ル筈ナルモ、特ニ此ノ際考慮ヲ為スコト
- 一〇、所得又ハ純益ヲ推定ニ依リ計算スル場合ニ於テハ、所謂開取引ニ因ル利益ヲ加算シ又ハ公定若ハ自肅的ノ規格アル商品ニ付、規格外ノ商品ヲ販売シタルモノトシテ算定シタルガ如キモノハ之ヲ訂正スルコト、但シ実績ニ付調査ヲ為ス場合ニ於テハ、開取引等ニ因ル利益ナルコトノ明瞭ナル場合ヲ除キ當該調査額ニ依ルモノトスルコト
- 一一、稽査請求ニ付調査未了ノ者ニ対シテハ、原則トシテ督促状ノ發送並ニ滞納処分ヲ見合スコト、但シ減免ノ理

由大体ナシト認メラル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テ仮減ノ処理ヲ為スモ妨ケナキコト

一二、所得税法第七十五条、營業税法第二十三条等ノ規定ノ活用ヲ図リ、納稅者資力ヲ喪失シ納稅困難ト認ムルト

キハ、所得税・營業税等ヲ輕減又ハ免除スルコト

一三、今回ノ税制改正ニ因リ新ニ納稅者ト為リタル賦課課税ノ所得者ニシテ、期限内ニ申請セザリシ為扶養家族ノ控除ヲ受ケザリン者ニ付テモ、期限後ニ申請シタル場合又ハ決定後第四項ノ期間内ニ其ノ旨申出テタル場合ニ於テ、本人ノ負担力等ヨリ見テ必要アリト認ムルトキハ、控除ヲ認メタルト同程度ノ負担トナルヤウ所得金額ヲ訂正スルコトヲ得ルコト

尚、申請又ハ申出ナキ場合ト雖モ、右ニ依リ輕減シタル者トノ負担ノ均衡上必要アリト認ムルトキハ、特ニ之ニ準ジテ処置スルコトヲ得ルコト

納稅者ノ異議ノ申立等ニ対スル取扱方実施要綱

一、主秘第三四二号通牒ハ小売業ノ再編成・配給規正、其ノ他統制ノ強化ニ伴ヒ經濟界ニ著シキ変動ヲ見ツ、アル現況ニ於テ、苟モ稅務ノ執行ニ付非難不平ノ声アラバ行政各方面ニ影響スル所大ナルヲ慮リ、本年ニ限り大局的見地ヨリ臨時ノ措置ヲ講ズベシトニ趣旨ニ基キ發セラレタルモノニシテ、当局管下各署ノ事情ハ必ズシモ右ニ恰當スルモノトハ思料セザルモ、全國的ニ同通牒ノ趣旨ニ基キ措置スベキニ付、各署ハ其ノ事情ニ即シシ万遺憾ナキヲ期スルコト

二、今回ノ措置ハ大局的見地ヨリスル臨時応急ノ施策ニ付、從事者ハ率直ナル心裡ヲ以テ之ニ從フベキハ勿論ナルモ、

将来ニ亘リ稅務ノ伝統的精神ヲ喪失スルガ如キコトナキ様充分指導スルコト

三、納稅者ヘノ説明ハ懇切丁寧ヲ旨トシ、「闇取引ニ因リ利益ヲ得タデハナイカ」、「納稅困難ナラバ転廃業フスレバ宜イ」、「此ノ際利益ハ全部國家ニ納付スベキデハナイカ」、「自分ノ所得（又ハ純益）ハ自分カ一番良ク分ル筈タ」、「調査ニ行ツタ際不在ノクセニ今頃ニナシテ何ヲ云フノカ」、「アレ程普及宣伝シタノニ知ラナカツタ筈ガナイ」等ノ語ヲ為スコトハ厳ニ慎ムコト

四、決定内容ノ説明等ハ出来得ル限り課長・所得稅事務主担当者又ハ熟練者之ニ当リ、其ノ際ノ異議事項ハ總テ口頭申立書ニ記載シ、所得又ハ純益金額ニ対スル異議ニシテ調査誤謬ノ明ナラサルモノニ付チハ、別紙様式（第一号様式）ノ審査請求書ニ記名捺印セシムルカ、或ハ審査請求手続ヲ説明スルコト

五、訂正ノ申出ヲ為シタル事項ニシテ簡単ナルモノハ、出来得ル限り口頭申立書記載ノ申立ノ要領ニ基キ、直ニ訂正處理ヲ遂グルコトノシ、本人ニ対シテハ直チニ訂正スベキ旨申伝フルコト

六、訂正ノ申出ヲ為シタル事項ニシテ特ニ調査ヲ要スルモノニ対シテハ、出来得ル限り迅速ニ調査ヲ進ムルコトノシ、所得（又ハ純益）ノ種類、經營ノ規模等ニ依リ帳簿書類ノ完備セサルヲ普通トスルモノニ付チハ、収支明細、証憑トナルヘキ書類等不備ト雖モ、適実ノ調査額ニ依リ処理ヲ了スルコト

七、訂正ノ申出ヲ為シタル者ノ中統制資料等ヲ利用シ收入金額ヲ推定シタルモノハ、速ニ実地調査ヲ為シ当初ノ計算方法ニ捉レズ適実ニ調査スルコト、此ノ場合統制資料ニ誤謬アル場合又ハ其ノ收入金額ニ適用シタル所得標準率等ニ表情ニ即セサルモノアル場合ハ、同業者全般ニ亘リ誤謬ヲ來ス等ニ付、統制組合等ニ付再調シ適実ニ是正スルノ要アルベキコト

八、簡単ナル訂正事項ハ大体七月二十日迄ニ之ガ処理ヲ了シ、重要ナルモノニシテ特ニ調査ヲ要スル事項ト雖、大体

八月十日迄ニ之ガ処理ヲアスル様最善ノ努力ヲ払フコト

九、簡易ナル訂正ハ減税額五百円ヲ超ユルモノト雖モ、本局ニ裏議ヲ要セザルコト

一〇、証憑書類ノ添付ナキ審査請求ト雖モ、之ヲ受理シ適当ニ処理スルコト

一一、証憑書類ノ添付ナキ故ヲ以テ既ニ一応返戻セル審査請求書ニシテ、相當時日内経過シ再提出ナキモノニ付テモ、此ノ際本人ニ出頭ヲ求メ口頭申立ニ依リ又ハ最ニ返戻セル審査請求書ヲ再提出セシメテ、之ニ甚キ適當ニ処理スルコト

一二、經營ノ規模等ニ鑑ミ、収支計算書ノ製作可能ナル者ニ対シテハ証憑書類ノ提出ヲ懲戒シ、之ニ基キ実地調査ヲ為スモ通常収支計算ノ困難ト認メラル、程度ノ者ニ対シテハ、強チ之力提出ヲ懲戒セズ適當ニ処理スルコト

一三、期限後ノ審査請求ト雖モ、本年ニ限り期限後一週間ニ限リ便宜之ヲ受理シ、審査委員会ニ付議見込ノモノニ付テハ提出月日及收受印日付ヲ期限前ノモノハ如ク補正シ、誤謬訂正處理ヲ為ズベキモノハ其ノ儘処理スルコト

一四、本月十日付直秘第100号通牒受理前ニ既ニ前項ノ期間ヲ経過セル市町村分ニ付テハ、所得税第一期分納税告知書受理後一日間ニ審査請求（口頭申立ヲ含ム）アリタルモノハ、前項ノ期間内ニ審査請求書ヲ受理シタルモノトシテ取扱フコト

一五、口頭ニテ申立タル後、第一三項ノ期間経過後書面ヲ以テ審査請求シタルモノハ、口頭ニテ申立タル日ヲ以チ審査請求ノ日ト看做シ取扱フコト

一六、誤謬ノ事実明瞭ナルモノニ対シテハ、本人ノ申出アルト否トヲ問ハズ速ニ誤謬訂正スルコト

一七、統制資料等ノ誤謬ニ基クモノハ、異議申立ヲ為サズル者ニ付テモ權衡上訂正ヲ要スル場合ヲ予想シ得ル所ナルモ、此ノ場合ハ本人ノ負担能力等ヲ充分ニ考慮シ徒ラニ形式ニ流レザル様留意スルコト

一八、前項ニ依ル訂正見込者ニ付テハ、予メ其ノ住所、氏名、業種目並当初決定及更訂見込ノ各収入金額、所得又ハ純益金額、税額及訂正ノ事由等ヲ具シテ本局ニ稟議シ、本局ノ指令ヲ俟テ訂正スベキ者ヨリ申請書ヲ提出セシメ誤謬訂正ヲ為スコト

一九、決定額ノ特ニ激増セル者（前年ニ比シ大体三倍以上トナリタルモノ）ニシテ、第一三項、第一四項ノ期間又ハ所得税第一期分納税告知書受理後一日以内ニ納税困難ナル旨申立て、或ハ納税督励ノ結果納税困難ト認メラル、者ニ付テハ、当初決定額ノ二割以内ノ範囲ニテ決定額ヲ減額訂正スルコト、但シ前年ノ所得ヲ以テ不動産、商品、有価証券ノ買入等ニ充テ居ルガ如キ者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

二〇、前項ノ納税困難トハ所得税法第七十五条、營業税法第二十三条ノ規定ノ適用ノ程度ニ至ラザルモ、本年（年初ヨリ訂正ヲ為ス日迄）ノ營業状態、本人ノ資力等ヨリ勘案シ、納税資金ノ枯竭シタルモノト認メラル、モノヲ謂フ二一、第一九項本文ニ依リ訂正ヲ為ス場合ニシテ、同一種目ノ營業者五人以上ニ付之ヲ為ズベキトキハ、訂正見込者ノ住所、氏名、業種目並当初決定及更訂見込ノ各収入金額、所得又ハ純益金額、税額及訂正ノ事由等ヲ具シテ予メ本局ニ稟議スルコト

二二、自由転廻業者、商品入手困難ニ依ル休業者、不完全合同者等、臨時租税措置法ニ該当セザル転廻業者ニ対シテハ、第一九項及第二〇項ノ規定ヲ準用スルコト、但シ所得（又ハ純益）決定當時ニ於テ相当斟酌シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

二三、不完全合同ナリヤ完全合同ナリヤ不明ノモノハ完全合同ト解シ、臨時租税措置法ノ規定ヲ適用スルコト
昭和十七年分所得金額又ハ純益金額決定前ノ転廻業者ニシテ、臨時租税措置法施行規則第一条ノ五十又ハ同附則第二項ノ規定ニ依ル申請ヲ為サザリシモノガ、其ノ期限経過後申請書ヲ提出シタル場合ハ何レモ期限内ニ申請ヲ為シ

タルモノトシテ、其ノ提出月日及收受印日付ヲ補正シテ適當三処理スルコト

二四、応召者等ニ対シテハ、昭和十三年一月署長打合會議ニ於ケル直税部長口演ノ趣旨ニ依リ相当処理シアルコトハ思料セラルモ、或ハ市町村トノ連絡ニ欠クル所アリテ応召者ナルヤ否不明ノ為斟酌ヲ為シ居ラサルモノモアルヤラ慮リ、此ノ際応召者及軍事扶助ヲ受クル者ヲ調査シ、綜合所得税納税者ニアラザル者ニシテ収支ノ実額ヲ捕捉シ得ザリシモノニ対シテハ、其ノ收入額ヲ捕捉シ其ノ種目ニ係ル本年分所得標準率ノ半額ニ相当スル標準率ヲ適用シタルト同程度ニ訂正スルコト、尚被扶助者ニシテ生活扶助ヲ受クル者ハ此ノ際決定ヲ取消スコト

二五、課税ノ対象ト為ルベキ所得（又ハ純益）ハ正當ニ取得シ得ベキ所得（又ハ純益）ニ限ルモノナルニ依リ、闇取引行為ニ因ル不法利得ヲ課税ノ対象ト為スハ適當ニ非ズ、然レトモ課税技術上ノ實際ニ於テハ闇取引行為ニ因ル不法利得ナルコトヲ明瞭ニ知リ得ザル限り、一応之ヲ課税ノ対象ト為スコトモ事情已ヲ得ザル場合アリ、サレバ所得又ハ純益ヲ推定ニ依リ計算セル場合ニ於テ、所謂闇取引ニ因ル利益ヲ加算シ、又ハ公定若ヘ自爾のノ規格アル商品ニ付、規格外ノ商品ヲ販売シタルモノトシテ算定セザルガ如キ（闇取引ノ利益トシテ加算セルモノナルト、状況良好ト称シテ増額斟酌セルモノナルトア問ハズ、其ノ實質ガ右ニ該当スルモノ）、不法利得ナルコトノ事実明瞭ナルモノニ付テハ之ヲ削除ノ上正當額ニ訂正ヲ為スコト

二六、納稅資力ヲ喪失シ納稅困難ト認メ、所得税法第七十五条・營業税法第二十三条等ノ規定ニ依リ所得税・營業税等ノ輕減ヲ為ス場合ニ當リテハ、立法ノ趣旨ニ鑑ミ苟クモ徵稅ノ苛察ニ亘ラサル様ニ努ムルコト

二七、税法ノ改正ニ因リ新ニ賦課々稅ノ分類所得税ノ納稅者トナリタル者ニシテ、期限後扶養家族・生命保険料ノ控除申請ヲ為シ、又ハ第一三項及第一四項ノ期間中ニ右同様ノ申出（口頭申立ラッキム）ヲ為シタル者ニ対シテハ、控除額ヲ認メタルト同額程度ノ負担トナルヤウ所得金額ノ訂正ヲ為スコト、此ノ場合甲種事業所得（營業純益）ニ在

リテハ所得金額ヲ四〇〇円ニ止メ營業稅ハ失格セサル様取扱フコト

二八、改正前ノ所得税法ニ依リ納稅資格アル納稅者ニ在リテモ、前項同様ノ申請又ハ申出アリタルモノニシテ、昭和十六年分以前ノ納稅者又ハ控除失格者以外ノ者ニ付テハ前項ニ準ジ取扱フコト

二九、前項ノ場合ニ於テ甲種事業所得者ニ付テハ、扶養家族又ハ生命保険料ノ控除ガ認メラル、場合ニ控除セラルベキ分類所得税相当額ヲ計算シ、訂正ノ結果所得税及營業稅ヲ通シ輕減セラルベキ稅額ハ右金額ノ限度トナル様訂正額ヲ定ムルコト

三〇、昭和十六年分以前ノ納稅者並ニ控除失格者以外ノ者ニシテ、扶養家族等ノ控除申請又ハ申出ナキ者ト雖モ、微收督励ノ事蹟ニ鑑ミ納稅セシムルコトノ真ニ同情ニ堪エサルモノニ付テハ、第二七項乃至第一九項ニ准シ取扱フコトヲ得ルコト、但シ本項ノ適用ニ當リテハ溢ニ流レサル様充分留意スルコト

三一、第一九項、第二〇項、第二二項及第二七項乃至第三〇項ノ規定ニ依リ誤謬訂正ヲ為ス場合ハ、基本員數又ハ收入金額ニ於テ訂正シ、第二四項ノ規定ニ依リ誤謬ノ訂正ヲ為ス場合ハ所得標準率ヲ訂正スルコト

三二、本年分所得又ハ純益金額等ニ対スル審査請求ヲ為シタルモノニシテ調査未了ノモノニ対シテハ、督促状ノ發送並ニ滯納処分ヲ見合セ左記ニ依リ処理スルコト

（一）審査請求（誤謬訂正申出、再調額申出、其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ決定ニ対シ不服又ハ異議ノ申出ヲ為シタルモノ、全部ヲ含ム）ニ付、法定納期日迄ニ處理ヲ了セザルモノニ付テハ一応返済ノ処理ヲ為スコト、但シ左ノ各号ノ一二該當スル者ニシテ徵收督励ヲ為スヲ適當トスルモノニ付テハ此ノ限ニアラズ

（イ）応召軍人及転廻業者以外ノ者ニシテ、本年度決定額ガ前年度決定額以下ノモノ
(ロ) 訂正減トナルベキ見込額ガ僅少（決定額ノ一割以内）ノモノ

(八) 審査請求ヲ為スコトヲ常習トスルモノニシテ、納税資力充分ト認メラルモノ

(二) 訂正理由ナキコト明瞭ナルモノ

〔一〕 仮減ノ処理ハ左記ニ依リ之ヲ為スコト

(イ) 仮減ヲ為スベキモノニ付テハ、直税課ニ於テ理由ヲ記載シタル決議書ヲ作成シ、庶務課ニ合議ノ上署長ノ

決裁ヲ受クルコト

(ロ) 仮減ヲ為シタルモノニ付テハ、税台帳ニ其ノ事由ヲ記載シ置クノ外、別ニ仮減処理簿ヲ設ケ（第一〇号様式）之ニ登載ノ上庶務課ニ回付スルコト

(ハ) 庶務課ニ於テハ仮減処理簿ニ依リ徵收簿ヲ整理シ、市町村ニ対シ減額通知書ヲ發スルコト

(ニ) 誤謬訂正ヲ為シタルトキハ、税台帳ノ訂正ト共ニ仮減処理簿ニ更訂税額ヲ記入シ庶務課ニ回付シ、庶務課ニ於テハ徵收簿ヲ整理ノ上市町村ニ納額ノ通知書ヲ發スルコト

(ミ) 納税督励ニ当リテハ態度ヲ慎ムト共ニ、人心ニ無用ノ衝撃ヲ与フルガ如キ言動ハ絶対之ヲ避クルコト

(三四) 納税督励ニ於テ決定ニ對シ異議ノ申出ヲ為ス者、又ハ異議申立てナルコト申出シル者アルトキハ、其ノ申立て日・異議内容ノ概略ヲ聴取ノ上速ニ主務課ニ連絡スルト共ニ、爾後ニ於ケル督励要否又ハ督励方法ヲ協議スルコト

(三五) 市町村吏員ニ於テ納税督励ニ際シ前号ノ理由ヲ知得シタルトキハ、其ノ住所氏名及異議内容ヲ直チニ税務署長ニ報告セシメ、訂正ノ可否ニ付検討スルコト

(三六) 滞納トナリタルモノニ付テハ、督励ニ際シ知得シタル事項ヲ參酌シ直税課・庶務課合議セシメタル上督促状發付ノ適否ヲ検討スルコト

(三七) 滞納处分ノ執行ニ当リテハ臨戸ノ上之ヲ為スコトノシ、執行ニ臨ミ決定ニ誤謬アルコト顯著ナリト認ムルモノ

付ノ適否ヲ検討スルコト

アルトキハ、滞納处分ノ執行ヲ見合スト共ニ、其ノ詳細事項ヲ復命セシメ速ニ適當ナル処理ヲ為スコト

(三八) 審査請求ニ対スル処理並ニ徵收事務ノ執行ニ當リテハ、関係課間ニ於テ特ニ密密ナル提携連絡ヲ保チ円満適実ナル徵收ヲ為スコトニ留意スルコト

(三九) 本件実施後ニ於ケル民部ノ動向、其ノ他今後本件実施上留意ヲ要スト認メタル事項ニ付テハ、其ノ要旨ヲ其ノ都度速ニ報告スルコト

〔様式は省略〕

(平21 仙台 3)

94、昭和17年9月 所得調査委員選挙推薦制に関する件

直一第11111号

昭和十七年九月十日

税務署長殿

東京財務局長

首標ノ件ニ關シ主税局長ヨリ別紙ノ通牒有之候條、右趣旨ニ依リ地方庁ト連絡ヲ採リ執行上遺憾ナキヲ期セラレ度

右及通牒候也

追テ、各府県知事ニハ本局ヨリ別紙写ノ通依頼致シ置候條、地方庁ヨリノ連絡又ハ本局ヨリノ指示アル迄ハ一応静観相成度、尚推薦ニ關シ具体的意見ヲ開述スルガ如キハ、選挙違反ニ問ヘルル惧ナシトセザルヲ以テ絶対ニ之ヲ避

ケ、選舉取締規定ニ違反セザル様特ニ注意相成度申添候

主秘第四五三号

昭和十七年九月五日

大蔵省主税局長 松隈秀雄 印

東京財務局長 梁原 修殿

所得調査委員選舉ノ執行方ニ關シテハ選舉取締規定トノ關係モ有之、其ノ慎重ヲ期スル為、今般内務省ト協議ノ結果、大体左記ニ依ルコトニ決定致候条、地方庁ト連絡ノ上之力執行ニ遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及通牒候也。

追テ、推薦其ノ他ニ關シ税務署長ガ意見ヲ述ブルトキハ、選舉取締規定ニ違反スル虞モ有之哉ニ見受ラレ候ニ付、

特ニ慎重ヲ期シ選舉違反等ノ事態ノ發生セザル様充分留意相成様致度、為念申添候

尚、内務省地方局長ノ地方庁ニ對スル通牒等参考添付致候

記

- 一、推薦制ヲ採用スルヤ否ヤ、及推薦制ノ運用ニ付テハ地方庁ノ意願ヲ尊重スルコト
- 二、推薦母体ハ所得調査委員会ノ区域毎ニラ設置スルコト
- 三、推薦母体ノ構成員ハ當該地方ニ於ケル名望家、商工会代表者等ヨリ公正円満ナル人物ヲ選定スルコト
- 四、所得調査委員ノ被選舉人ノ推薦ハ推薦母体ニ一任スルコト

年 月 日

北海道府長官

各府県知事

宛

地 方 局 長

所得調査委員選舉ニ關スル件

本年十月執行セラルベキ標記ノ件ニ付、大藏次官ヨリ別紙ノ通協力方依頼有之候条、地方ノ実情ニ応シ適宜御措置相成度

(別紙添付トハ内務次官宛依頼狀及主税局長通牒全部)

直一第二二三三号

昭和十七年九月十日

東京財務局長

知事殿

來ル十月十日執行セラルベキ所得調査委員及同補欠員ノ選舉ニ關シテハ、予テ御配慮方依頼致シ置キ候處、今般之ガ推薦制ノ施行ニ關シ内務・大藏両當局間ニ協議有之、右ニ關シ内務省地方局長ヨリ御通牒ノ次第モ有之哉ニ聞及候ヘ共、猶何分ノ御協力相頼度

右及重テ御依頼候也

95、昭和17年10月 所得調査委員當選者報告の件

直第一三四六号

昭和十七年十月三日

名古屋財局長

(昭53 東京 150)

税務署長殿

所得調査委員当選者報告ノ件

首標ノ件ニ付テハ從来第三種所得稅事務規程第五一一項ニ依リ報告ノ処、爾今左記ニ依リ取扱相成度
右及通牒候也

追テ、右當選者報告ニ基キ所得審査委員選舉ヲ実施スベキヲ以テ、當選者ノ住所氏名ニ誤謬ナキ様留意相成度、特
二申添候

(市部) (郡部) 所得調査委員当選者報告

何税務署

当 年 月 日 選	区 別	推 荐 關 係	職 業	住 居 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
再 新	推 荐	県会議長、酒造業	何市何町 何丁目何番地	何 某	、 、 、 、		
元	非 推 荐						

備考

- 一 高点者ヨリ順次記載スルモノトス
- 二 区別欄ニハ新選ハ「新」、再選ハ「再」トシ、又當テ調査委員タリシ者ハ「元」ト記載スルモノトス

三 推薦關係欄ニハ推薦ヲ受け當選シタル者ハ「推薦」、然ラザル者ハ「非推薦」ト記載スルモノトス

四 稅務執行上ニ弊害アリト認ムル者ハ、備考ニ其ノ概要ヲ記載スルモノトス

五 調査委員ニ異動ヲ生ジタルトキハ、直ニ本様式ニ準ジ備考欄ニ其ノ事由及異動月日ヲ記載シテ報告スルモノトス

(平6 名古屋 3)

96、昭和17年11月 所得審査委員及び補欠員当選公示

直一第三四七号

昭和十七年十一月十一日

税務署長殿

所得審査委員及補欠員当選公示ニ關スル件

当局所轄内所得審査委員及補欠員選舉ノ結果、左記ノ通常選舉候案、別紙例文ニ依リ適當ナル箇所ニ公示相成度
右及通牒候也

記

所得審査委員

(東京) 田仲忠左エ門
(神奈川) 田辺徳五郎

東京財務局所轄内所得審査委員及同補欠員、左記ノ通當選セリ

例文

97、昭和18年1月 個人三税の調査方針及び施設改善事項

昭和十八年一月八日指示

名古屋東稅務監長

昭和十八年分個人三税の調査方針並二施設改善セントスル事項

大御稟威ノ下皇軍ノ威武益々振フ大東亜戦下ニ再ビ迎フル新シキ年紀元二千六百三年、之ジ一億国民が必勝ノ信念ト報國ノ赤誠ヲ以テ迎フベキ年ナリ、 皇國ノ隆替ヲ左右スル此ノ歴史的ナル昭和十八年ヨシ、一億国民火ノ玉トナリ滅私奉公ノ誠ヲ致サザルベカラザル年ナリ

翻テ昭和十七年ヲ顧ミルニ幾多ノ戰果ニ彩ラレタル緒戦ヨリ、現在西南太平洋ニ展開サレツハアル決戦ノ連続ニ至ル迄、所謂大東亜戦争必勝態勢ノ確立ガ力強く前進セラレ、外皇軍將兵ノ奮戦ト、加ヘテ内ニハ政治ニ經濟ニ文化ニ国民生活ノアラユル面ニ亘リテ過去ノ米英ノ自由主義ガ払拭セラレ、大東亜戦争完遂ノタメノ戰爭政治、戰爭經濟、戰争文化、戰爭生活等々、凡テニ新ラシキ様相ノ整ヘラレタル年ナリキ、就中國民經濟機構ノ整備確立ハアラユル部門二統制ガ強化セラレ、所謂自由經濟ノ旧殻ハ茲ニ戰時計画經濟ト画期的ナル新体制ニ一変シ、稅務執行上ニ於テモ漫然從来ノ慣習ヲ踏襲スルガ如キハ全然之ヲ避け、一段ノ新工夫ヲ致サザルベカラナルコト、ナレリ

各員ニ於テハ別途内達ノ本局指示並ニ左記調査綱要ヲ基礎トシ、克ク困苦ヲ忍ビ正義必勝ノ信念ヲ以テ挺身事ニ当リ、課稅ノ適正ト執行ノ田満ヲ期シ職域奉公ノ誠ヲ竭サレンコトヲ望ム

II 調査方針

一 業蹟ノ実情ニ即応セル調査ノ執行

経済機構ノ変化ニ因リ各自各様ナル業蹟ニ対シ、犀利ナル觀察ト周密ナル調査ニ依リ実相ニ即応セル調査ヲナスコト

之が為恒ニ經濟事情ノ認識ヲ深ムルコトニ留意スルトトモニ、各業者毎ノ採算割合ノ研究、統制ニ依ル取引機構ノ系統、経費ノ節減状況等細部ニ亘ル観察ヲ怠ラザルコト

二 探聞的權衡調査ノ励行

闇取引ノ横行ハ依然トシテ行ハレ、寧ロ漸次商取引上ノ普通ト化シタル感アリテ、這般ノ事情ニ通ゼザレバ負担ノ公平ハ敢テ望ムベカラズ

一面納稅施設法案実施ノ既ハ、町内会等ニ於テ徵稅事務ノ一部ヲ取扱フコト、ナリ、各人間ノ負担ノ權衡當否ハ直ニ批判的トナルヲ以テ、探聞調査ニ主力ヲ注ギ負担ノ權衡保持ニ努ムルコト

三 実額調査ノ重点主義励行

実額調査ハ真ニ効果アルモノハミシ止ムルコトトシ、大納稅者ト雖業況不良ノ如キモノハ之ヲ避け、中業者ノ從來調査不充分ト認メラル、向ニ対シ全力ヲ注グコト

四 決定誤謬ノ可及的防止

十七年分決定後ノ異議申立ノ処理状況ニ徴スレバ、臨時措置ノタメ訂正件数ノ例年ニ比シ著シク増加シタルハ已ムヲ得ザル處ナリシモ、單ナル内容ノ計算誤謬控除額ノ違算等モ亦相当ノ件数ニ達セリ、本年ハ内務事務整理ニ一段ノ努力ヲ払ヒ、真ニ權威アル決定ヲナスコトニ留意スルコト

五 従業員ノ一致団結

本税調査ノ成績ノ擧旨ハ、二懸チ從業員ノ緊張、並ニ協同精神ノ發揚ノ如何ニアリト講フモ致テ過言ニ非ズ、加フルニ事務ノ複雜化ト納稅者數ノ増加ハ、從業員之三伴ハズ、旧任者ハ新任者ヲ経験者ハ未熟者ヲ相率イテ和衷協力真ニ一体トナリ、決戦体制下ニ於ケル稅務官吏ノ重責ヲ果スコト

(1) 施設改善セムトスル事項

- 一 営業純益算定上基準トナルベキ配給統制等ノ資料蒐集ト、之ガ活用ニ全力ヲ傾注スルコト
之ガ施行ニ付テハ本局ノ特別調査ニ呼応シテ極力之ガ援助ヲナストトモニ、蒐集サレタル資料ノ活用方ニ付特ニ意ヲ致スコト
- 二 調査ノ終了スルモノニ付テハ、努力テ申告ヲ微スルノア策ヲ講ズルコト
本年決定後ノ異議申立ヨリ考察スルニ、申告ヲ微シ置クヲ最良ノ策ト認ラルヽヲ以テ、大体ニ於テ真相ヲ捕捉シ得タリト認メタルトキハ直ニ申告方ヲ説示スルコト
- 三 稅務代理士ノ善導ニ付特別ノ工夫ヲ致スコト
代理士制度創設ノ趣旨ニ鑑ミ、從來ノ如ク唯之ヲ敬遠スルノミノ態度ヲ避ケ、寧ロ之ヲ利用善導シ調査ニ関シ協力カラナサシムル工夫ヲナスコト
- 四 十七年中ハ從前ニ見ザル営業ノ根本ニ付状況ノ著シキ変動アリシモノ、即チ企業合同ヲナシタルモノ、転廃業ヲナシタルモノ、主從業者ノ應召セルモノ等相当多シト認メラルヽヲ以テ、実額権衡戸帳等ノ調査ニ当リテハ特ニ之ガ實際ノ状況ヲ調査スルコト
- 五 従来免角調査ノ徹底ヲ欠キタル乙種ノ事業所得ニ付意ヲ注グコト

六 調査委員改選第一年ナルヲ以テ之ガ善導ニ付留意スルコト

- 七 分担人員ノ増加ニ伴ヒ調査簿ノ整理不完全ナルモノ、計算内容ノ誤謬アルモノ等相当多シト認メラルヽ以テ、本年ハ特ニ念查ヲ励行スルコト
- 八 十七年調査ノ実蹟ニヨレバ、申告申請書ノ取扱方粗漏ノタメ誤謬訂正ノ原因トナリシモノ相当多カリシト認スラルヽヲ以テ、本年ハ必ず校合念查ヲ期スルコト

(平6 名古屋 3)

98、昭和18年5月 個人三税の調査決定に関する通牒

直一機第二号

昭和十八年五月一日

東京財務局印

税務署長殿

昭和十八年分個人三税ノ調査決定ニ當リテハ、種目及地域ノ双方ニ亘リ權衡ノ保持ヲ固ルヲ以テ目標トシ、納稅者個々ノ態勢ヲ極メ實情ニ則シタル適正ナル課稅ヲ為スベキ旨調査方針ニ明示シタル外、機會アル毎ニ指示致シ置キタルヲ以テ、各署三於子ハ万全ヲ期セラルモノト認メラルモ、今般主税局長ヨリ別紙ノ通依命通牒有之候条、右趣意ヲ體シ執行上遺憾無キヲ期セラレ度
右及通牒候也

昭和十八年四月二十三日

大藏省主税局長 松隈秀雄 印

東京財務局長 式村義雄殿

昭和十八年分個人三税ノ調査決定ニ付テハ、過般ノ局長會議ニ於テモ慎重協議シタル所ニ有之、各局共其ノ趣旨ニ依リ夫々適切ナル計画ノ下ニ之ガ進捗ヲ図ラレシシアルモノトハ存ジ候ヘドモ、從来ノ事蹟ニ微スルニ特ニ營業ノ所得等ニ於テハ、其ノ種類ニ依リ或ハ場所ニ依リ課税ノ権衡ヲ得ザルモノモ少カラザルヤニ被認候ニ付テハ、本年ハ特ニ此ノ点ニ意ヲ用ヒ、各種統制資料ノ活用ニ付テモ單ニ表面ノ計数ニ捉ハルコトナク、從來ノ課税ノ実績ヲ參照シテ適実ヲ期スルト共ニ、同業者團体ノ善導等ニ付一段ト工夫ヲ凝ラシ、經濟ノ実情並ニ動向ニ対スル觀察ヲ誤ラザルハ勿論、納税者個々ノ実相ノ把握ニ努メ、以テ課税後ニ於ケル誤謬訂正、審査請求ノ輒駁スルガ如キ事態ヲ來タサザル様、調査ノ權威ヲ保持セラレ度、此段依命及通牒候也。

追而、應召者、転業者等ニ付テハ特ニ周到ナル調査ヲ遂グルト共ニ、所得調査委員等ニ就テモ進ンデ其ノ実情ヲ聴取シ、苟モ可(アリ)能ニ至ルガ如キコト無キ様御留意相成度、特ニ申添候。

(昭53 東京 150)

99、昭和19年 個人營業税の大要

〔總〕 昭和十九年
個人三税ノ大要

東京財務局

第七章 個人營業税の大要

一 営業税トハ

營業税ノ前身トモ称スベキ營業収益税ハ、國稅中地租及資本利子税ト共ニ、所得税ノ補完税トシテ重要ナ地位ヲ占メテ居タノデアルガ、昭和十五年ノ中央地方ヲ通ズル根本的税制改革ニ當リ廃止サレ、之ト地方營業税トヲ一括シテ茲ニ營業税ガ設ケラレタ。而シテ所謂物税ノ点テ性質ヲ同ジクスル地租、家屋税ト共ニ地方財源ノ一部ヲ構成スルコトトナシタ。即チ營業税ハ營業純益ヲ標準トシテ總体ニ於テ百分ノ八程度ヲ課税スルノデアルガ、其ノ課徵形態ハ分与税及附加税ヲ併用スルコトトシ、税額ノ四分ノ一ハ國稅ノ形式テ徵收シ、其ノ徵收シタ税額ハ原則トシテ徵收地デアル道府県ニ還元的三分与シ、之ニ對シテ道府県ハ國稅ト同額即チ四分ノ一、市町村ハ國稅ノ倍額、即チ四分ノ二ヲ目途シテ附加税ヲ課スルコトトナシテ居ル。

二 納税義務者

個人營業税ノ納税義務者ハ本法施行地ニ營業場ヲ有シ、左記二十八種ノ營業ヲ為ス者デアル。營業ガ二十八種目ノ何レニ屬スルカ、又何レモ属セザルカハ營業ノ名称ニ拘泥セズ、其ノ實質ニ依ツテ判断スル。

一、物品販売業……動植物其ノ他普通ニ物品ト称セザルモノ、例ヘバ牛、馬、植木等ノ販売ヲ含ム。製造業、問屋業、出版業、料理店業等モ広イ意味テハ販売業ニ該当スルガ、茲ニ物品販売業トハ他ニ列挙シタ業態ニ該当シナイ物品ノ販売ヲ謂フ。

二、金錢貸付業……大体貸付口数ガ十以上アシタラ營業ト判定スル。所謂金貸ト質屋ガ本營業ニ該当スル。

三、物品貸付業……動植物其ノ他普通ニ物品ト称セザルモノノ貸付ヲ含ム。

四、製造業……ガス、電気ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム。

五、運送業……運送取扱ヲ含ム。

六、倉庫業……他人ノ為ニ物品ヲ倉庫ニ保管スル營業デアルガ、其ノ倉庫トハ必ズシモ所謂倉庫ナル概念ニ該当スル堂々タルモノデナクテモ宜シイ。苟モ保管ニ適スル工作物デアレバ倉庫ト認メル。

七、請負業……仕事ノ完成又ハ労務ノ供給ノ請負ヲ為ス營業デアルガ自由職業ハ含マヌ。又運送業、印刷業、写真業、理髪美容業等モ広義ニ於テハ請負デアルガ、茲ニ請負業トハ他ニ列挙シタ業態三属シナイモノヲ謂フ。

八、印刷業……他人ノ需ニ応ジテ文書図書ノ印刷ヲ為ス營業デ広義ノ請負業ニ属ス。

九、出版業……文書、図画ヲ印刷シ、又ハ印刷セシメテ発売ヲ為ス營業デ、広義ノ物品販売業ニ属ス。

十、写真業……他人ノ需ニ応ジ写真機ニ依リ撮影ヲ為ス營業デ、広義ノ請負業ニ属ス。

十一、席貸業……空室又ハ集会場ヲ貸貸スル營業、貸店、待合等デアル。

十二、旅人宿業……下宿業ヲ含ム、食事ヲ供セザルモ旅人宿業タルコトヲ妨げナイガ、アパート經營子室ノミヲ賃貸シ食事ヲ供セザル場合ハ不動産所得トシ、旅人宿業トシテハ取扱ハヌ。

十三、料理店業……客室ヲ設ケ飲食物ノ販売ヲ為ス業、客室ヲ設ケズシテ飲食物ノ販売ヲ為スハ物品販売業トナル。

十四、周旋業……商行為ニ非ザル行為ノ媒介、代理、取次又ハ用弁等ヲ為ス營業デアル。結婚媒介業、職業紹介業等之ニ属ス。

十五、代理業……一定ノ商人ノ為ニ平常其ノ営業ノ部類ニ属スル商行為ノ代理又ハ媒介ヲ為ス營業デアル。

十六、仲立業……他人間ノ商行為ヲ媒介ヲ為ス營業デアル。

十七、問屋業……自己ノ名ヲ以テ他人ノ為ニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為ス營業デアル。株式取引員等之ニ属ス。

十八、鉱業……自己ノ試掘、採掘ヲ為シタル鉱物又ハ選鉱、精鍊シテ得タル鉱物ノ販売ヲ為ス營業デアル。

十九、砂鉱業……自己ノ採取シタ砂鉱又ハ之ヲ選鉱、精鍊シテ得タル鉱物ノ販売ヲ為ス營業デアル。

二十、湯屋業……浴場ヲ設ケ公衆ノ入浴ニ供スル營業デアル。温泉宿ハ宿泊目的トシ旅人宿業ニ属ス。

二十一、理髪美容業……床屋、髪結、美容院等デアル。

二十二、兩替業……種類ノ異ル貨幣ノ交換ヲ為ス營業デアル。

二十三、演劇興行業……演劇、映画又ハ観劇ヲ催シ公衆ノ観覧ニ供スル營業デアル。

二十四、寄席業……一定ノ興行場ヲ設ケ常時演芸ヲ催シ公衆ノ聽用ニ供スル營業デアル。

二十五、遊技場業……撞球場、射的場、募金所、釣堀等ノ營業デアル。

二十六、遊覽所業……遊園地、動植物園地等ノ營業デアル。

二十七、芸妓置屋業……花代其ノ他ノ料金ノ收得ヲ目的トシテ芸妓ヲ抱へ、客ノ招聘ニ応ズル營業デアル。

二十八、貸座敷業……揚代其ノ他ノ料金ノ收得ヲ目的トシテ娼妓ヲ抱へ、又ハ他ヨリ招聘シテ客室ヲ設ケテ客ヲ遊興セシムル營業デアル。

本法施行地ニ營業場ヲ有シ、前項ノ營業ヲ為スモノニアシテモ、左記五種目ノ營業ヨリ生ズル純益ニ對シテハ、夫々特別ノ理由ニ依シテ營業税ヲ課稅シナイ。但シ所得稅ニシテハ甲種ノ事業所得トシテ課稅サレル点へ注意スベキデアル。

一、政府ノ發行スル印紙切手類ノ売捌

二、度量衡ノ製作、修繕、又ハ販売

三、新聞紙法ニ依ル出版・所謂新聞紙ノ外、定期ニ發行スル雑誌ヲキ包含シテ居ル。

尚、新聞紙ノ販売若ハ其ノ周旋、取次又ハ新聞廣告ノ取次ヲ為スモノ等モ同様ニ非課稅ノ取扱トナシテ居ル。

居ル

四、本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ為ス營業

五、個人ノ自己ノ收獲シタコロノ農産物、林產物、畜產物、若ハ水產物ノ販売又ハ之ヲ原料トスル製造。但シ特ニ營業場ヲ設ケテ為ス販賣又ハ製造ヲ除ク。

課稅標準ト其ノ計算

營業稅ノ課稅標準ハ營業ノ純益デアル。營業純益ノ計算ハ前年中ノ總收入金額カラ必要ノ経費及本年分營業利得ニ対スル臨時利得稅額ヲ控除シタ額三依ルノデアリ、此ノ必要経費トハ施行規則第八条ニ規定シテアル通り、仕入品ノ原価、原材料ノ代価、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ營業ニ係ル公課、雇人ノ給料、収入ヲ得ルニ必要ナ負債利子、其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノ（家事上ノ費用及之ニ關連スルモノヲ除ク）ニ限ルノデアリテ、所得稅及臨時利得稅ハ必要ノ経費ニハ入ラナイ。但シ個人ガ其ノ營業用ノ土地、建物ニ付テ納付シタ地租額、家屋稅額ハ必要経費ニ算入サレル。

五 免 稅 点

個人ノ純益金額ガ四百円三満タナイ時ハ營業稅ハ課セラレヌ。昭和十五年ノ改正前ハ純益金額四百円未満ノモノハ府県營業稅ガ課セラレタノデアルガ、昭和十五年ノ改正後府県營業稅ガ廢止サレタタメ、結局純益金額四百円未満ノ個人營業者ニハ何等課稅サレナイ結果トナシタ。

六 稅 率

税率ハ百分ノ二ノ比例税率デアル。

個人營業稅ノ納期ハ左ノ通りデアル。

第一期　其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期　翌年一月一日ヨリ三十一日限